

横須賀市報

第1844号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則	
◇事務分掌規則中一部改正……………	14989
◇用品調達基金条例施行規則中一部改正……………	〃
◇横須賀市市税条例施行規則中一部改正……………	〃
◇横須賀市国民健康保険条例施行規則中一部改正……………	〃
告 示	
◇指定障害児通所支援事業者の指定について……………	14990
◇指定障害児通所支援事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	14991
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	〃
◇指定介護予防サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について……………	〃
◇指定自立支援医療機関の指定について……………	14992
◇地縁による団体の認可について……………	〃
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について……………	14993
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	〃
公 告	
◇配当計算書の公示送達……………	14994
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	〃
◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	〃
◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達……………	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	14995
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇控除対象特定非営利活動法人の指定に係る申出書の提出について……………	〃
◇農用地利用集積計画について……………	〃
上下水道局告示	
◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について……………	〃
◇指定下水道工事店の指定について……………	14996
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	〃
選挙管理委員会告示	
◇参議院議員通常選挙に係る期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者の選任替えについて……………	〃
◇参議院議員通常選挙に係る期日前投票所における投票管理者の選任替えについて……………	〃
◇参議院議員通常選挙に係る投票所における投票管理者の選任替えについて……………	〃

規 則

横須賀市規則第48号 (令和4年7月11日) 掲 示 済

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和4年7月11日
横須賀市長 上地 克 明

事務分掌規則の一部を改正する規則
事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条危機管理課の部第4号中「(自主防災組織に関するものを除く。)」を削り、同部中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 防災知識の普及及び啓発の企画に関すること。

第13条地域安全課の部中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第49号

用品調達基金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月25日

横須賀市長 上地 克 明

用品調達基金条例施行規則の一部を改正する規則
用品調達基金条例施行規則(昭和39年横須賀市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

課長等は、共用品の払出しを受けようとするときは、共用品払出しシステム(共用品の払出しに関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部会計課が所管するものをいう。以下この項において同じ。)に、払出しを受けようとする共用品の数量を登録しなければならない。ただし、共用品払出しシステムを使用することが困難であると会計課長が認める場合は、課長等は、予算科目ごとに共用品払出票を作成し、会計課長に提出するものとする。

第5条第1項中「翌月10日(その日が休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下この条において「休日」という。))に当たるときは、その日前で最も近い休日でない日)」を「会計課長が指定する日」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

横須賀市規則第50号

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月25日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則
横須賀市市税条例施行規則(昭和46年横須賀市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項第2号中ウを削り、エをウとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第51号

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月25日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市国民健康保険条例施行規則(昭和39年横須賀市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第7号様式中

	性別	
--	----	--

を

--

に改める。

第9号様式の2中

生	性	別	
---	---	---	--

を

--

に改める。

第10号様式の2中

	性別	
--	----	--

を

--

に改める。

第16号様式中

個人番号	性別

を

個人番号

に、

--	--

性別		生年月日	
----	--	------	--

を

生年月日	
------	--

に改める。

第17号様式中

	性別	
--	----	--

を

--

に改める。

附 則
この規則は、令和4年8月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第139号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。
令和4年7月25日
横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年7月1日	ハッピーテラス衣笠教室	横須賀市衣笠栄町3丁目2番地2エスケイビル3階	放課後等デイサービス	横浜市旭区中沢二丁目35番15号 株式会社ドリーム・ファウンデーション 代表取締役 正 田 進
同	ハッピーテラス久里浜教室	横須賀市久里浜5丁目15番10号H S K 2 n d 201号	放課後等デイサービス	横浜市旭区中沢二丁目35番15号 株式会社ドリーム・ファウンデーション 代表取締役 正 田 進

横須賀市告示第140号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次に掲げる者から指定通所支援の事業を廃止す

る旨の届出がありました。
令和4年7月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年6月30日	ハッピーテラス衣笠教室	横須賀市衣笠栄町3丁目2番地2エスケイビル3階	放課後等デイサービス	東京都世田谷区新町二丁目2番9号 株式会社ゆう 代表取締役 西 村 翔 士
同	ハッピーテラス久里浜教室	横須賀市久里浜5丁目15番10号H S K 2 n d 201号	放課後等デイサービス	東京都世田谷区新町二丁目2番9号 株式会社ゆう 代表取締役 西 村 翔 士

横須賀市告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しま

した。
令和4年7月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年7月1日	生活サポートのぶらむ	横須賀市田浦町3丁目69番地	訪問介護	横須賀市田浦町三丁目69番地 一般社団法人総合福祉研究所 代表理事 田 中 浩

同	訪問看護 杏の花	横須賀市根岸町5丁目17番12号ツカサハイム2番館202	訪問看護	横須賀市根岸町五丁目18番19号 株式会社あんず 代表取締役 反町 三紀子
---	----------	------------------------------	------	---

横須賀市告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし

て指定しました。
令和4年7月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年7月1日	Miasariハビリステーション走水	横須賀市走水2丁目26番21号	地域密着型通所介護	横須賀市大矢部三丁目1番3号 株式会社ヴィクトリーアイ 代表取締役 大野 忠之

横須賀市告示第143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま

した。
令和4年7月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年7月1日	ケアプランセンター横須賀	横須賀市小矢部2丁目2番9号	居宅介護支援	横浜市戸塚区川上町84番地1 社会福祉法人湘南遊愛会 理事長 君嶋 博明

横須賀市告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。
令和4年7月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年7月1日	訪問看護 杏の花	横須賀市根岸町5丁目17番12号ツカサハイム2番館202	介護予防訪問看護	横須賀市根岸町五丁目18番19号 株式会社あんず 代表取締役 反町 三紀子

横須賀市告示第145号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
令和4年7月25日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年6月20日	ホームケアセンター大津	横須賀市大津町1丁目13番16号オーシャンハイツ1階	地域密着型通所介護	横浜市南区白妙町四丁目42番地3 株式会社ケアパートナーズメディコ 代表取締役 中村 昌生

横須賀市告示第146号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に

規定する医師として次のとおり指定しました。
令和4年7月25日

横須賀市長 上地 克明

指 定 年 月 日	氏 名	診 療 科 目	診 断 する 障 害 の 区 分	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	所 在 地
令和4年7月1日	高木 克昌	循環器内科	心臓機能障害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁目16番地
同	矢後 彰一	外科	ぼうこう又は直腸機能障害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁目16番地
同	野尻 和典	外科	ぼうこう又は直腸機能障害、肝臓機能障害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁目16番地

同	磯 田 徹	循環器内科	心臓機能障害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	佐 藤 晋 二	消化器内科	肝臓機能障害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	高 橋 宏 太	消化器内科	肝臓機能障害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	古 川 潔 人	消化器内科	肝臓機能障害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	森 川 瑛 一 郎	消化器内科	肝臓機能障害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	吉 原 努	消化器内科	肝臓機能障害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	渡 辺 大 祐	脳神経内科	肢体不自由	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号
同	杉 山 悠 一	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号
同	藤 原 大 樹	外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号
同	池 田 孝 秀	外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号

横須賀市告示第147号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。
令和4年7月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	区 分	自立支援医療の種類
令和4年7月1日	寺分薬局	横須賀市衣笠栄町1丁目7番地	薬局	育成医療及び更生医療
同	五郎橋薬局	横須賀市根岸町4丁目2番37号	薬局	育成医療及び更生医療
同	クリエイト薬局京急長沢駅前店	横須賀市長沢1丁目34番11号	薬局	育成医療及び更生医療
同	サニーナース訪問看護ステーション	横須賀市津久井4丁目1番3号	訪問看護	育成医療及び更生医療

横須賀市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和4年7月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 名称
中台町内会
- 規約に定める目的
会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと。
- 区域
二葉2丁目1番（1番18号を除く。）、41番1号から41番3号まで及び41番12号、鴨居1丁目1番から9番まで、10番3号から10番10号まで、14番1号から14番4号まで、15番、28番30号から28番50号まで、29番8号から29番14号まで、30番から36番まで、37番3号、37番4号、38番3号、41番14号、42番3号から42番40号まで、42番41号、42番45号から42番49号まで、46番10号、46番14号、46番15号、59番12号から59番17号まで、60番3号、64番11号、65番1号から65番36号まで、66番22号から66番27号まで、67番4号から67番9号まで、68番1号から68番5号まで及び69番から75番まで、鴨居2丁目

1番から19番まで並びに東浦賀2丁目40番1号から40番5号まで及び41番の区域

- 主たる事務所
横須賀市鴨居1丁目5番8号
- 代表者の氏名及び住所
佐々木 満
横須賀市鴨居1丁目73番13号
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
無
- 代理人の有無
無
- 解散の理由
(1) 破産
(2) 横須賀市長の認可取消し
(3) 総会の決議
(4) 構成員の欠亡
- 認可年月日
令和4年7月25日

横須賀市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届

出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。
令和4年7月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
長浜町内会	山内 繁 横須賀市長井2丁目 11番17号	嘉山雄作 横須賀市長井2丁目 13番21号

横須賀市告示第150号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和4年7月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年月日	名 称	所 在 地
令和4年 7月1日	よこすか みかん	横須賀市長沢1丁目3番 15号

横須賀市告示第151号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和4年7月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	4	根岸町2丁目、大津町4丁目、佐原5丁目及び野比1丁目地内	令和4年6月1日から同月30日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	6	鷹取2丁目、湘南鷹取4丁目・5丁目、佐原4丁目・5丁目及びグリーンハイツ地内		

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第152号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和4年7月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和4年6月1日から同月30日まで	56台	1台	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	4	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	4	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	32	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	11	1	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	5	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	27	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	21	3	追浜本町1丁目、夏島町、追浜町1丁目、船越町7丁目、本町2丁目、小川町、大滝町1丁目、三春町2丁目、上町2丁目、佐野町1丁目・3丁目・6丁目、公郷町2丁目・3丁目、小矢部1丁目、根岸町3丁目、吉井1丁目及び太田	同

			和5丁目地内の道路	
同	0	1	追浜駅第1自転車等駐車場	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	衣笠駅第2自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	北久里浜駅第1自転車等駐車場	同
同	1	0	京急大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
 - (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
 - (3) 移動費用
自転車 1台につき 1,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 3,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

公 告

横須賀市公告第110号 (令和4年7月15日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
 なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
 令和4年7月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第111号 (令和4年7月15日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
 なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
 令和4年7月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第112号 (令和4年7月15日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
 なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
 令和4年7月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和4年度	固定資産税 都市計画税	8月随時分

(別紙略)

横須賀市公告第113号 (令和4年7月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
 なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
 令和4年7月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	介護保険料納入通知書	6月分の納期限は、令和4年8月1日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第114号 (令和4年7月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
 なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
 令和4年7月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	発付年月日
令和4年度	介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書	令和4年6月15日

(別紙略)

横須賀市公告第115号 (令和4年7月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
 なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
 令和4年7月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	介護保険料	3月分	令和4年4月28日
			令和4年5月31日

(別紙略)

横須賀市公告第116号 (令和4年7月15日 掲示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年7月15日

横須賀市長 上地 克明

Table with 3 columns: 年度, 科目, 備考. Rows for 令和3年度 and 令和4年度 regarding National Health Insurance Premium Determination Notice.

(別紙略)

横須賀市公告第117号 (令和4年7月15日 掲示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年7月15日

横須賀市長 上地 克明

Table with 4 columns: 申出書提出年月日, 特定非営利活動法人名, 代表者名, 主たる事務所の所在地. Row for 令和4年6月27日, 特定非営利活動法人産業クラスター研究会, 富野 養二郎, 横須賀市光の丘8番3号YRPベンチャー棟209号.

横須賀市公告第120号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和4年7月25日

横須賀市長 上地 克明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市林4丁目51番及び52番
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市林4丁目79番地 永野 隆春
3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市林4丁目58番地 鈴木 儀子 横須賀市林4丁目58番地 鈴木 初代 横須賀市林4丁目58番地 鈴木 惚之

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市津久井4丁目2569番、2570番及び2572番
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

Table with 3 columns: 年度, 科目, 備考. Rows for 令和2年度 and 令和3年度 regarding National Health Insurance Premium Change Notice.

(別紙略)

横須賀市公告第118号 (令和4年7月15日 掲示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年7月15日

横須賀市長 上地 克明

Table with 4 columns: 年度, 種別, 月別, 発付年月日. Rows for 令和3年度 and 令和4年度 regarding National Health Insurance Premium.

(別紙略)

横須賀市公告第119号

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例（平成24年横須賀市条例第37号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる特定非営利活動法人から同項に規定する申出書の提出がありましたので、同条第3項の規定により公告します。

令和4年7月25日

横須賀市長 上地 克明

- 横須賀市津久井2丁目16番7号 大澤 衛
3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市津久井3丁目22番23号 長谷川 茂
記の3
1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市長井1丁目167番、168番及び169番
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市津久井5丁目17番2号 原田 靖久
3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長井1丁目23番23号 原田 洋子

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第16号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、令和4年8月1日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和4年7月25日

横須賀市上下水道事業管理者 横須賀市上下水道局長 長島 洋

下水を排除し、及び処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の方式	終末処理場の位置及び名称
秋谷1丁目の一部	別図のとおり	分流式	横須賀市長坂2丁目2番2号 横須賀市西浄化センター

(別図略)



横須賀市上下水道局告示第17号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和9年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和4年7月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須 415	中央日化サービス株式会社	森 永 隆 二	伊勢原市小稲葉2294番地	令和4年7月5日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第10号 (令和4年7月11日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和4年7月11日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和4年7月14日午後3時15分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第32号 (令和4年6月29日 掲 示 済)

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について、次のとおり選任替えをしました。

令和4年6月29日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)



横須賀市選挙管理委員会告示第33号 (令和4年6月30日 掲 示 済)

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者について、次のとおり選任替えをしました。

令和4年6月30日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)



横須賀市選挙管理委員会告示第34号 (令和4年7月8日 掲 示 済)

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者について、次のとおり選任替えをしました。

令和4年7月8日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

(次のとおりは略)